

北海道後志総合振興局告示第2097号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する第42条第1項の規定により北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第12号のはえ縄漁業について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他制限措置を次のとおり定めた。

令和2年12月1日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置						備 考
(1)漁業種類	(2)操業区域		(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	
はえ縄漁業(たら、めぬけ及びさめ)	後志総合振興局管内沖合海域	石狩市と増毛町との界と最大高潮時海岸線との交点から297度10分の線以南、久遠、島牧両郡界茂津田多岬突端から297度30分の線以北の海域。 ただし、我が国の領海及び排他的経済水域内の水域に限る。	毎年、4月1日から翌年3月31日まで	— (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:1隻)	総トン数20トン未満	後志総合振興局管内に住所を有する者